

光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画策定方針

1 計画策定の趣旨・位置付け ※別紙1：体系図のとおり

我が国における高齢化率は23.1%(H22国勢調査)となり、既に超高齢社会を迎えつつありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計(死亡・出生中位)では、2025年には30%を超えるとともに、医療や介護のニーズが急激に高まる75歳以上の高齢者も18%を超え、要介護(支援)認定者も2009年の469万人から61%増の755万人となることが推計されており、介護保険制度のみならず社会保障制度の維持が困難となりつつあります。

こうした中、国においては2025年の本格的な超高齢社会を展望した「地域包括ケア研究会」による報告書が示されるとともに、「地域包括ケアシステム」の構築等を柱とする介護保険法の改正が行われ、抜本的な対策に着手することとされています。

一方、本市における高齢化率(平成22年10月1日住民基本台帳)は27.8%、75歳以上の高齢者の割合も12.4%と全国平均を大きく上回るとともに、同研究所による推計では、本市の高齢化率は2015年に33.1%、75歳以上の高齢者の割合では2020年に19.4%と、全国推計より5年から10年早いペースで本格的な超高齢社会が到来することが予測されており、早期の抜本的な対応が求められています。

このため、本市では、市長方針に基づき、国が示した計画策定指針や地域包括ケア研究会報告等を基本としつつ、地域の特性や資源に応じた光市版「地域包括ケアシステム」の構築を柱とする長期的展望に基づく計画として策定します。

(1) 高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画である「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、今後3ヵ年の中期財政運営期間における高齢者保健福祉施策や介護保険事業運営の基本となるものです。

また、「光市総合計画」や「光市地域福祉計画」の部門別計画としての性格を有するもので、こうした計画等との整合性に留意しつつ策定を進めます。

(2) 超高齢社会を見据えた長期展望と光市版「地域包括ケアシステム」の構築

本計画は、10年後に迫った本格的な超高齢社会において、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で安心と安全に包まれ、幸せに「生活」を送ることができる理想的な社会の構築に向けた基本理念等を示すことにより、市が目指すべき高齢者施策における方向性を総合的かつ体系的に示すものです。

併せて、理想的な社会構築の核となる本市における「地域包括ケアシステム」の構築のための道筋を示すものです。

(3) 理想社会実現に向けた第1段階(ステージ1)における行動計画

理想社会の実現に向けた第1段階として、行政・事業者・地域と個人及び家庭とが支え合いの「わ」のもと協働し、共に取り組むべきプロジェクトに基づく行動計画として作成します。

2 計画の構成等（今後再整理）

(1) 序論

ア 趣旨

●計画策定の背景・目的 ●計画の位置づけ ●計画期間

イ 課題

●現状 ●第4期計画に基づく課題 ●新たな課題
●人口・要介護認定者の将来推計 等

(2) 総論（長期展望：9ヵ年）

来るべき本格的な超高齢社会における高齢者保健福祉のあり方と「地域包括ケアシステム」の構築を主眼とする9ヵ年の長期展望として策定します。

●基本姿勢 ●基本戦略及びプロセス 等

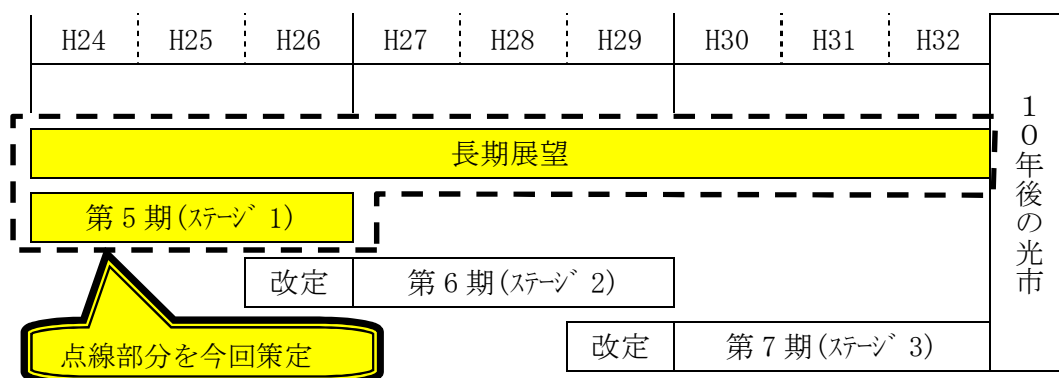
(3) 各論（中期実行計画：3ヵ年）

法定計画としての3ヵ年を目途とする中期財政運営期間における実行計画として、また、長期展望を実現するための第1段階（ステージ1）として策定します。

●施策体系及び実施内容 ●目標指標・目標値 ●介護保険財政 等

3 計画対象期間

平成32年度（2020年度）を目標とする長期展望及び平成24年度から平成26年度（2012～2014年度）までの3年間を基本とする第5期介護保険事業計画を設定し、3年ごとに見直しを行います。



4 第4期計画の進捗状況

新規事業については、概ねクリアしています。

- (1) 地域密着型施設整備については、計画通り実施見込み（GH2、認知デイ2）。
- (2) 認知症高齢者等地域見守りネットワークの取り組みを開始
- (3) 介護保険財政については黒字を確保する見込み。

※平成23年度末介護給付費準備基金残高見込み(6月補正後) 1億4千万円

- (4) 地域支援事業については、運動器機能向上事業等で新たな取り組みを開始

5 計画策定の視点・特色

(1) 国の方向性

ア 介護保険事業に係る保険給付の円滑な指針の一部改正

(ア) 参酌標準の廃止（総量規制の廃止）

イ 介護保険法の一部改正

（趣旨）「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進める

(ア) 医療と介護の連携の強化

- ・医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設

(イ) 認知症対策の推進

- ・高齢者の権利擁護の推進及び地域の実情に応じた認知症支援策の展開。

(ウ) 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ・介護職員による日常の「医療ケア」の実施

(エ) 保険料の上昇の緩和

- ・各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に充てる法整備

(2) 本市独自の視点

10 年後の光市における理想社会実現に向けて、「対話」「調和」「人の輪」を基本的スタンスとし、本市の地域特性を最大限に生かした光市版「地域包括ケアシステム」の構築を図り、市長マニフェスト「人生幸せ実感プログラム」の実現を目指します。

ア 光市版「地域包括ケアシステム」の構築

光市に対する“地域住民の誇り”や“住み続けたい”という愛着や絆を大切にし、地域資源の“ないものねだり”から“あるもの探し”への転換を図り、光市の地域特性を最大限生かした光市版「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

イ 3つの「わ」による高齢者支援体制の構築

持続可能な高齢者支援体制を構築し維持していくためには、新しい公共という視点のもと、介護保険制度によるサービス提供に加えて、行政と市民・地域が、それぞれの立場から主体的に参画していくことが求められています。

このため、「対話」「調和」「人の輪」を基本的スタンスとして、第4期計画に基づく課題や新たな課題の解決に向けた方向性を示すとともに、今後更なる増加が見込まれる認知症高齢者対策の拡充を図り、高齢者一人ひとりが可能な限り地域で安心と安全に支えられ、幸せに「生活」を送ることができる新たな高齢者支援体制を目指します。

6 計画策定のアプローチ

(1) アプローチテーマ

「進化行動」と「改善行動」の調和による計画策定

(2) 基本的な考え方

本計画は、介護保険事業を展開するための今後 3 ヶ年の事業計画としてのみならず、平成 32 年（2020 年）を目標とした 9 ヶ年の長期展望に基づき、その核となる「地域包括ケアシステム」の構築を図ることを目的とした複層的な計画として策定するものです。

このため、現行事業計画のチェックや検証による改善、つまり PDCA サイクルに基づく従来型の「改善行動」に加えて、大きく変化した時代の要請に適応し、平成 32 年（2020 年）において、「地域包括ケアシステム」が構築された理想社会の実現に向けて、大きく進化し、ステップアップするための「進化行動」という 2 つの Action を基本に個々の課題の解決に向けた計画策定を行います。

【改善行動】 介護保険事業の運営や実施中の高齢者保健福祉事業の継続性を担保しつつ、将来に向けて、現状の課題を打破し、より良い施策を立案するための改善・改革を主眼とする行動

【進化行動】 10 年後の超高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮すことが出来る理想社会実現のために求められる進化のための行動

※「行動」とは、目的達成のために投入すべき資源（税の投入や事業者の参入）や、構築すべき仕組みに加え、理想社会の担い手としての地域力・市民力に基づく全ての行動を含有するものです。

7 市民参画手法

(1) 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会

- ・委員 20 名（学識経験者、保健医療福祉団体等関係者、介護保険被保険者の代表、等）
- ・計 5 回開催予定（第 1 回会議 7 月 28 日（木）開催）

(2) 市民ニーズ調査

- ・日常生活圏域ニーズ調査 65 歳以上（要支援 1～要介護 2 を含む）
（平成 22 年度実施済み 発送 1,500 人、回収 1,331 人、回収率 88.7%）

(3) パブリックコメント

- ・平成 24 年 1～2 月ごろ実施

(4) 事業所等からの意見

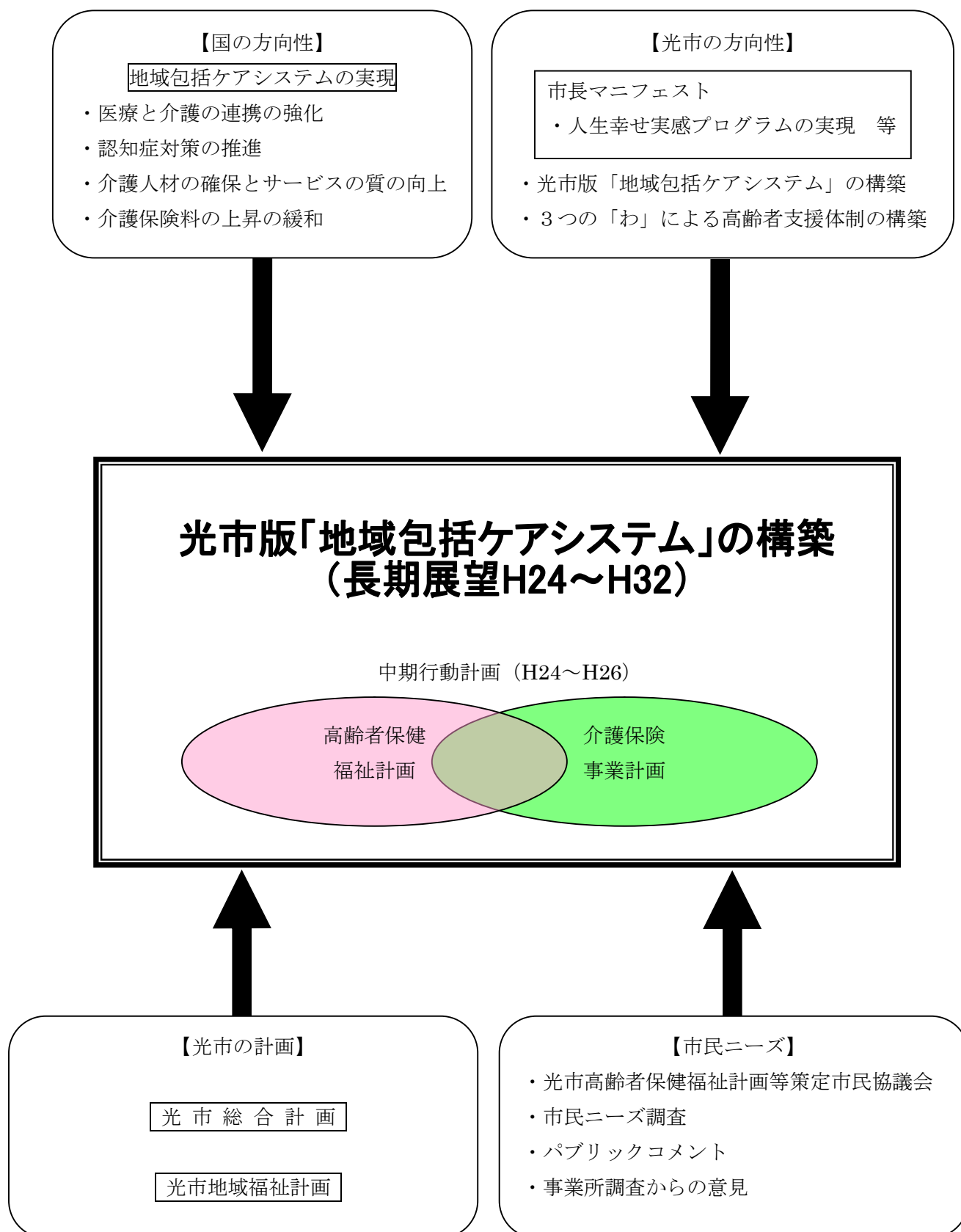
- ・地域包括支援センター連絡会議（年 12 回）、地域ケア会議（年 6 回）
- ・事業所調査（7 月～8 月に実施予定、施設整備意向等を調査）
- ・特養待機者等調査

8 策定スケジュール ※別紙 2 のとおり

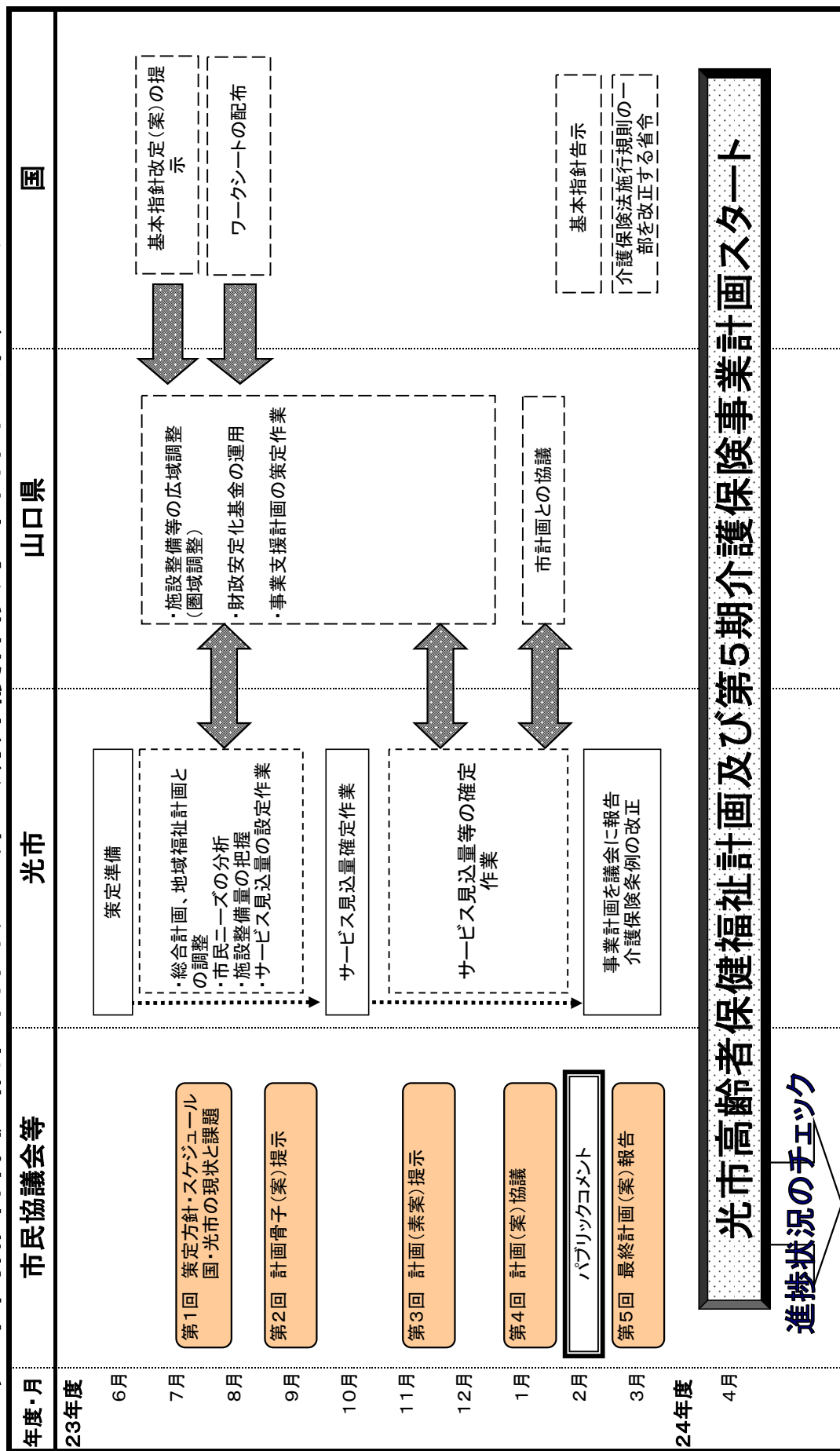
平成 23 年度中に策定を行い、本計画に基づき平成 24 年度からの第 5 期介護保険事業及び具体的な高齢者保健福祉施策を展開します。

ただし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、更なる法改正や補助事業の削減に伴う市財政への影響など、先行きは極めて不透明なことから、今後の情勢の変化に応じて、スケジュールの変更も含め、適確に対応します。

計画体系図



光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定スケジュール



※ただし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、更なる法改正や補助事業の削減に伴う市財政への影響など、先行きは極めて不透明なことから、策定スケジュールが変更される可能性がある。